

令和元年(2019年)10月から

幼児教育・保育の無償化がスタートします

対象者と上限額

3歳児から5歳児 … 月額3万7,000円まで無償

0歳児から2歳児 … 月額4万2,000円まで無償 (住民税非課税世帯のみ)

※ ただし、認可保育所や認定こども園、企業主導型保育等を利用できていない方が対象となります。

※ 通園送迎費、食材料費、行事費などはこれまでどおり保護者の負担となります。

基本的な手続き

認可外保育施設の利用後に、市へ請求書類を提出することで当該料金の還付を受けることができますようになります。

※ 利用後に料金の還付を受けるために、必ず領収書を保管しておいてください。

対象となる施設

都道府県等に届出をしている認可外保育施設

(一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育所等)

※ その他、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業も同様に無償化の対象となります。

※ 認可外保育施設としての届出をしていない幼児教室等は、無償化の対象となりません。

※ 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たしている必要があります。ただし、現在基準を満たしていない施設が、これから基準を満たすため、5年間の猶予期間が設けられています。

事前に必要な手続き

認可保育所等に申込みをしている方 …… 事前の手続きは不要です

認可保育所等に申込みをしていない方 … 認定申請書の提出が必要です

- ・市に認定申請書を提出し、保育の必要性の認定を受ける必要があります。
- ・保育の必要性の認定には、保護者の就労等の条件があります。